

第3次 矢祭町総合戦略



令和8年3月
福島県矢祭町

目 次

～はじめに～	1
I 総合戦略について	2
1. 国の総合戦略.....	2
2. ふくしま創生総合戦略	5
3. 矢祭町における総合戦略の位置づけ	6
4. 評価・検証体制.....	7
5. 矢祭町の総合戦略の施策体系.....	8
II 具体的な施策の展開	9
基本目標1 矢祭町における安定した雇用を創出する	9
施策の枠組み（1） 就業の場の拡大	10
基本目標2 矢祭町への新しいひとの流れを創出する	12
施策の枠組み（1） 移住・定住の促進	13
施策の枠組み（2） 観光・交流の推進	15
基本目標3 結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する	16
施策の枠組み（1） 子どもを産み育てる環境づくり	17
施策の枠組み（2） 出産の前提となる結婚の実現	23
基本目標4 地域が連携し、安心して暮らせるまちをつくる	24
施策の枠組み（1） 持続的・自立的なまちの形成	25
施策の枠組み（2） 多様なつながりの創出	28
～資料編～	30

～はじめに～

1960 年以降一貫して人口減少が続いてきた本町においては、国や県の地方創生の動きを踏まえ、今後町が目指すべき将来の人口に関する方向性を示す『矢祭町人口ビジョン』（以下「人口ビジョン」という。）、人口減少抑制に関する具体的な取組を示す『矢祭町総合戦略』（以下「総合戦略」という。）を 2020 年に策定し、人口ビジョンにおいて目標とする人口（＝戦略人口）の達成に向けて様々な取組を進めてきたところです。

人口ビジョンでは、戦略人口を 2025 年時点で 5,102 人と設定していましたが、2020 年国勢調査人口に基づく福島県の推計人口は、2025 年 10 月 1 日時点で 4,812 人となっており、本町の人口減少抑制の取組は、十分な効果がみられない状況です。

一方このような結果は、国内全体の移動（転入・転出）が縮小している中で、若い世代を中心とした東京圏への人口一極集中や、社会的な少子化・高齢化が加速的に進んでいる影響等も大きいと考えられます。

こうした影響により、今後更なる地方の衰退が予測され、国においては、従来の枠組みを維持しつつ、必要な強化を行う方向で見直しを行った「第 2 期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」をとりまとめ、2019 年 12 月に閣議決定したところです。

このような国の動きや、現在の本町の人口の動向を踏まえ、人口ビジョンの改定を行い、改めて本町の人口の将来展望を検討しました。

これによれば、長期的な今後の本町の趨勢人口は 2040 年には 3,581 人程度、更に 2050 年には 2,859 人程度と、他の多くの地方自治体同様、減少していくことが見込まれています。

更に、本町の趨勢人口における 2040 年の年少人口（0～14 歳）比率は 8.5%程度であるのに対し、老年人口（65 歳以上）比率（高齢化率）は 49.0%程度となっており、本町における人口問題は、人口の減少という『規模』だけでなく、若年層の減少・高齢者の増加という『構造』の観点からも更なる取組の検討が求められています。

このような状況認識のもと、今年度策定された本町の最上位計画である「第 7 次矢祭町総合計画」（以下「総合計画」という。）を拡充・補完するとともに、人口ビジョンで示す戦略人口の達成に向けて、今後 5 年間の取組を示す、「第 3 次矢祭町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第 3 次総合戦略」という。）を策定することとします。

I 総合戦略について

1. 国の総合戦略

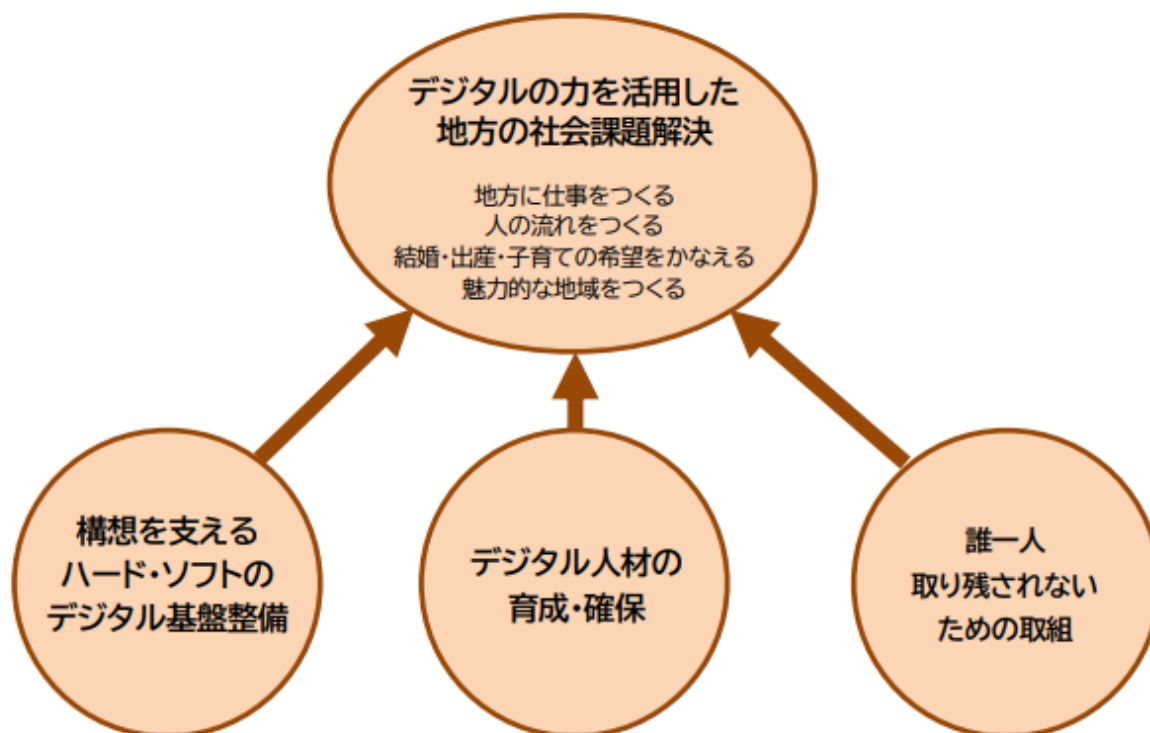
国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」（以下「構想」という。）の実現に向け、デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら社会課題の解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとしています。

構想の実現を図るため、国においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5（2023）年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下「デジタル総合戦略」という。）を新たに策定し、令和4（2022）年12月23日に閣議決定されました。

デジタル総合戦略では、令和4（2022）年6月7日に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」で定めた取組の方向性に沿って、構想が目指すべき中長期的な方向や本構想の実現に必要な施策の内容、ロードマップ等を示しています。

地方においては、まち・ひと・しごと創生法（平成26（2014）年法律第136号）第9条及び第10条に基づき、国のデジタル総合戦略を勘案し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するよう努めなければならないこととされています。

構想の実現に当たっては、国と地方が連携・協力しながら推進することが必要であり、ポストコロナ時代における生活様式や価値観の変化、デジタル技術の浸透・進展などを踏まえて、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョン（地域が目指す理想像）を再構築した上で、地方版総合戦略の策定に努めていく必要があります。



デジタル田園都市国家構想とは、デジタルの実装を通じ、地域の社会課題の解決と魅力の向上を図っていく構想です。

国は、基本方針を通じて、構想が目指すべき中長期的な方向性を提示して、地方の取組を支援し、地方は、自らが目指す社会の姿を描き、自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を推進し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指そうというものです。



■地方創生総合戦略■

目指す姿

～第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020 改訂版)～
将来にわたって「活力ある地域社会」の実現

基本目標

- ①稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
- ②地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

基横断的な目標

- ①新しい時代の流れを力にする
 - 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり
 - 地域における Society5.0の推進
- ②多様な人材の活躍を推進する
 - 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進

継
続

■デジタル田園都市国家構想総合戦略■

目指す姿

～デジタル田園都市国家構想基本方針～
「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」

施策の方向

- (1)デジタルの力を活用した地方の社会課題解決
- ①地方に仕事をつくる
- ②人の流れをつくる
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④魅力的な地域をつくる

新設①

施策の方向

- (2)デジタル実装の基礎条件整備
(国が強力に推進)
- ①デジタル基盤の整備
 - デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大
 - データ連携基盤の構築(デジタル社会実装基盤全国総合整備計画の策定等) 等
- ②デジタル人材の育成・確保
 - デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化 等
- ③誰一人取り残されないための取組
 - デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現
 - 経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正等

新設②

施策の方向

- ①規制改革との連携
- ②デジタル臨時行政調査会との連携
(アナログ規制の点検・見直し)
- ③国家戦略特区等との連携
- ④地方分権改革との連携
- ⑤全世代型社会保障の構築等との連携
- ⑥こども政策との連携
- ⑦東日本大震災の被災地域等における活性化等との連携
- ⑧海外発信・展開に関する施策との連携
- ⑨Web3.0 に関する施策との連携
- ⑩政府系金融機関との連携

施策間連携の推進

- 関連施策の取りまとめ、重点支援、優良事例の横展開、伴走型支援 等

地域間連携の推進

- デジタルを活用した取組の深化、重点支援、優良事例の横展開 等

2. ふくしま創生総合戦略

県が策定する「ふくしま創生総合戦略」は以下のとおりです。

基本目標1 一人ひとりの夢や希望がかなう社会をつくる（ひと）

- 1 出会い・結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実
- 2 健康長寿社会の実現
- 3 教育の充実
- 4 誰もが活躍できる社会の実現

県の総合戦略
令和7～12年度

基本目標2 あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる（暮らし）

- 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
- 2 環境と調和・共生する暮らしの実現
- 3 過疎・中山間地域の振興

基本目標3 若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる（しごと）

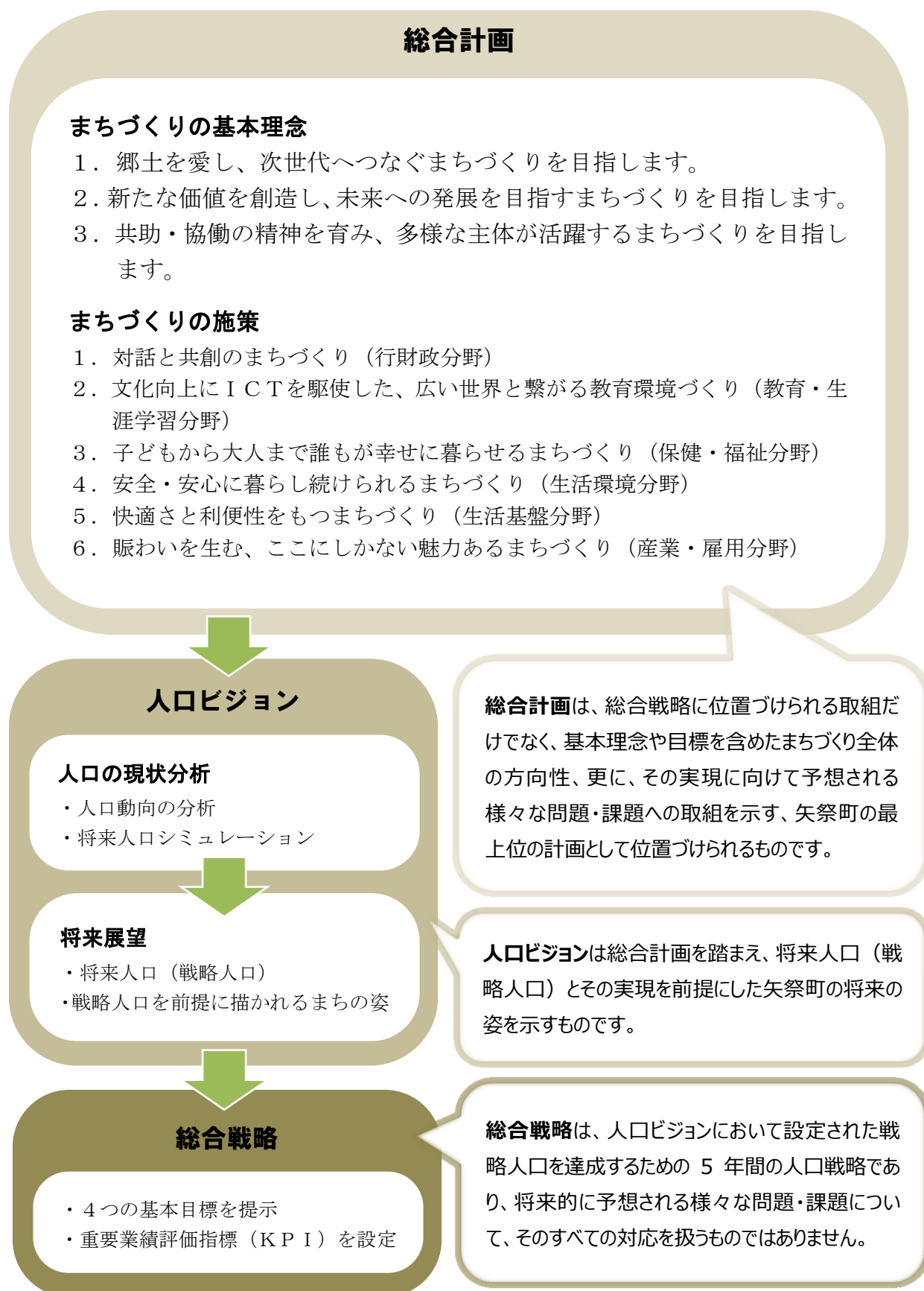
- 1 働き方改革の推進
- 2 若者の定着・還流の促進
- 3 中小企業等の振興
- 4 新産業の創出、企業誘致、起業・創業の推進
- 5 農林水産業の成長産業化

基本目標4 国内外から福島への新しい人の流れをつくる（人の流れ）

- 1 移住・定住の促進
- 2 交流人口の拡大

3. 矢祭町における総合戦略の位置づけ

矢祭町における総合戦略の位置づけは以下のとおりです。



[人口ビジョンと総合戦略]

人口ビジョンでは、本町の 2030 年の趨勢人口と戦略人口について、以下のように推計しています。第 3 次総合戦略では、この趨勢人口と戦略人口の差を埋めるための取組を推進します。

	趨勢人口	戦略人口
総人口	4,373 人	4,576 人
年少人口比率（0～14 歳）	8.5%	9.8%
生産年齢人口比率（15～64 歳）	44.0%	44.6%
老年人口比率（65 歳以上）	47.5%	45.6%
出生数（5 年間の累積）	113 人	184 人
合計特殊出生率（5 年間の平均）	1.75	2.47
純移動数（5 年間の累積）	▲69 人	△62 人

※各年齢層の純移動数 ≥ 0

[総合計画と総合戦略]

本町が令和 7 年度に策定した総合計画は、子どもを安心して産み育てることができる環境の整備や産業の振興、移住・定住促進等、国が示す地方創生の方針を包含する計画となっています。また、総合計画の計画期間は、第 3 次総合戦略と同様に令和 8 年度から 5 年間となっています。

したがって、第 3 次総合戦略においては、総合計画における取組のうち、人口減少対策に直接的に結び付くと考えられる主要な取組を拡充・補完することにより、人口ビジョンにおける戦略人口の実現を目指すこととします。

4. 評価・検証体制

総合戦略の推進にあたっては、評価・検証の客観性・妥当性を担保するため、産官学金労言等の有識者と住民で構成する「矢祭町総合戦略推進会議」を設置するとともに、PDCA サイクルによる評価・検証の仕組みを確立し、実効性を高めます。

[総合戦略におけるPDCAサイクル]

- ・ P l a n : 総合戦略の策定
- ・ D o : 施策・事業の着実な実施
- ・ C h e c k : 実施した施策・事業の効果を K P I 等により検証
- ・ A c t i o n : 必要に応じた総合戦略の改定

5. 矢祭町の総合戦略の施策体系

基本目標	施策の枠組み	具体的な施策
<u>1 矢祭町における 安定した雇用を創出する</u>	(1) 就業の場の拡大	①地域資源を活かした産業振興 ②商工業の振興
<u>2 矢祭町への新しい ひとの流れを創出する</u>	(1) 移住・定住の促進	①U I J ターンの促進 ②住まいの確保
	(2) 観光・交流の推進	①観光・誘客資源の創出・ 整備・発信
<u>3 結婚・妊娠・出産・ 子育ての希望を実現する</u>	(1) 子どもを産み育てる環境づくり	①経済的支援の推進 ②子育て環境の整備 ③学校・保育施設等の機能強化 ④教育の充実
	(2) 出産の前提となる結婚の実現	①結婚へ向けた支援
<u>4 地域が連携し、安心して 暮らせるまちをつくる</u>	(1) 持続的・自立的なまちの形成	①生活基盤の構築 ②安心・安全への取組強化 ③郷土愛の醸成
	(2) 多様なつながりの創出	①地域コミュニティの形成 ②地域間連携の強化

本町の総合戦略は、総合計画における取組を前提として、国・県の総合戦略を踏まえ、4つの基本目標とそれぞれの数値目標、更に、目標達成に必要な施策を設定します。また、施策の効果を客観的に検証するため、重要業績評価指標（K P I）を設定することとします。

Ⅱ 具体的な施策の展開

基本目標1 矢祭町における安定した雇用を創出する

目標指標	単位	現状値 (2024 年)	目標値 (2030 年)
町内事業所数	事業所	168	180

基本的方針	○本町の恵まれた自然環境を活用した産業振興に取り組みます。 ○企業誘致等により、若者が希望する就業の場の創出に努め、人口流出を抑制します。 ○町の基幹産業である農業をはじめ、商工業も含めた町内産業の経営安定に向けて、多様な支援を図ります。
アンケートからの課題	○住民の多くが町の「豊かな自然環境」を評価している中で、こうした自然環境の保全の視点からも、その有効な活用が求められます。 ○中学生が将来矢祭町に住みたくない理由として「矢祭町や近隣の町にはやりたい仕事がないから」という意見が多い中で、ニーズに応じた就業の場の確保が求められます。 ○結婚支援や移住支援としても、「安定した雇用の支援」「若い世代の就労支援」のニーズが高くなっています。



① 地域資源を活かした産業振興

関連する 総合計画の施策分野

6. 産業・雇用分野（(1) 農林業）

重要業績評価指標 (K P I)	単 位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
農業機械等導入支援事業申請件数	件／累計	21	50
新規就農者数（※町の補助金等の活用による）	人／年	1	1
耕作放棄地解消事業申請件数	件／年	8	10
農業振興推進事業申請件数	件／累計	9	15
イノシシ等被害防止対策設備の設置 補助金申請件数	件／累計	644	850
地域産業振興基金事業申請件数	件／累計	2	10

新規 農業機械等導入支援事業

- ・農業用機械や施設の整備に、5 割の補助(上限有り)を行います。

継続 新規就農者支援対策事業

- ・就農相談窓口を設置します。
- ・認定農業者への誘導、制度資金の紹介、農業用施設バンクを通じた農機具のあっせんなどの各種支援策を一元的に講じます。



継続 耕作放棄地解消事業

- ・耕作放棄地を解消し、町振興作物・景観作物を作付けする取組に対して定額助成を行います。

継続 農業振興推進事業

- ・町内の農産物の品質向上を目指した商品開発や、矢祭産の豊かな食材をより多くの人に知ってもらい、その美味しさを広めるための P R、販路の拡大に繋げる活動に対し助成を行います。

継続 イノシシ等被害防止対策設備の設置推進及び巡回指導

- ・イノシシ被害防止対策設備の設置に対して定率補助を行います。
- ・設置済みの設備について巡回確認を行うとともに、必要に応じて被害防止対策の設置方法の指導を実施します。

継続 地域産業振興基金事業

- ・矢祭町の特産品等を活用する新たなアイデアの掘り起こし、プランニング等の取組に助成を行います。

② 商工業の振興

関連する 総合計画の施策分野

6. 産業・雇用分野（(2) 商工業、(4) 雇用）

重要業績評価指標 (KPI)	単 位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
誘致企業数	企業	0	1
創業チャレンジサポート補助金申請件数	件／年	0	2

継続 商工業経営合理化資金融資貸付預託事業

- ・町内商工業者の運転資金又は経営合理化に必要な設備資金の融資枠を確保します。

継続 商工業経営合理化資金信用保証料補助事業

- ・商工業経営合理化資金により、運転資金又は経営合理化に必要な設備資金の融資を受ける場合に、福島県信用保証協会に支払う信用保証料の負担を軽減します。

継続 商店版改良支援事業

- ・個人商店がリフォームを行う際、町内業者に発注された改良工事に対して、補助金を交付します。

継続 企業誘致の推進

- ・新たな生活様式に対応する、幅広い産業からの誘致を推進し、若い世代の就業の場の確保に努めます。

新規 創業チャレンジサポート補助金

- ・町内で起業する方を対象に、設備投資や開業準備に係る費用の一部を助成します。



基本目標2 矢祭町への新しいひとの流れを創出する

目標指標	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
移動数（転入-転出）	人	▲34	0
交流人口（観光客数）	人／年	43,986	45,000

基本の方針	○移住・定住の促進に向けて、移住者に対する経済的支援や住まいの確保等の取組を推進します。 ○観光資源の整備・発掘を進め地域の魅力を高めるとともに、情報発信を行い、交流人口の拡大を図ります。
アンケートからの課題	○移住支援として「若い世代の就労支援」のニーズが高くなっており、U I J ターンを希望する若い世代等への就労支援も必要です。 ○自由意見として、住居が少ないことが移住の妨げになっているといった意見がみられることから、住まいの確保へ向けた支援が必要です。 ○自由意見として、観光を促進し、まちの魅力を高めることについての意見が特に多くみられており、人口減少社会におけるにぎわいづくりの観点からも観光・交流の促進が求められます。



① ＵＩＪターンの促進

関連する 総合計画の施策分野

6. 産業・雇用分野（(4) 雇用、(5) 移住・定住）

重要業績評価指標 (KPI)	単 位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
移住支援金交付件数	件／累計	1	5
地域おこし協力隊着任者数	人／累計	18	25

継続 ＵＩＪターン就職奨励金支給事業

- ・奨学金貸与者で、高校・大学を卒業後、町内に定住し、新規に正規雇用により就業した者に奨励金を支給することで就職後の新生活を支援します。

継続 移住支援金給付事業

- ・就職マッチングサイトにより対象となる企業に就職した方等、福島県起業支援金の交付決定を受けた方に、世帯の場合は 100 万円、単身の場合は 60 万円を交付します。

継続 地域おこし協力隊受入事業

- ・地域課題の解決に取り組む町民と、矢祭町に関心のある地域おこし協力隊とのマッチングを図り、町内外の力を活用した地域活動の活性化を支援します。

継続 高校生・大学生移住定住促進まちづくりプロジェクト

- ・矢祭町に住む高校生や矢祭町から離れ生活を送る大学生及び矢祭町に関わりのある大学生と町内において地域活動に取り組む方々などが、Web 会議やまちづくり活動などの交流を図り一緒にまちづくりについて考え、矢祭町の良さを互いに再認識することで、移住定住の促進を図ります。



② 住まいの確保

関連する 総合計画の施策分野

5. 生活基盤分野（(3) 住宅）、6. 産業・雇用分野（(5) 移住・定住）

重要業績評価指標 (K P I)	単 位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
子育て世帯定住支援事業申請件数	件／累計	3	15

継続 個人住宅改良支援事業

- ・個人がリフォームを行う際、町内業者に発注された改良工事に対して、補助金を交付します。

継続 木造住宅耐震診断者派遣事業

- ・耐震診断費用を助成します。

継続 木造住宅耐震改修費補助事業

- ・耐震診断を受診した建物に対し、耐震改修費用を補助します。

継続 空き家対策事業

- ・空き家調査を行い、空き家の再利用や移住定住の促進と地域の活性化を図るため、空き家バンク登録を促進し利用者とつなぐ施策を講じます。特定空き家等の所有者に対し、必要な助言又は指導を行います。

継続 二・三世帯同居支援事業に係る新築住宅等の固定資産税の特例措置

- ・住宅取得後 3 年間（長期優良住宅は 5 年間）1/2 の固定資産税の減額措置に該当する場合に、町が課税する残り 1/2 の固定資産税を減免します。

継続 子育て世帯定住支援事業

- ・新たに住宅を取得しようとする町内外の子育て世帯に助成するとともに、他市町村からの移住を促進するため、矢祭ニュータウンと連動した新たな助成制度を検討します。



① 観光・誘客資源の創出・整備・発信

関連する 総合計画の施策分野

1. 行財政分野（(1)行政運営）、6. 産業・雇用分野（(3)観光）

重要業績評価指標 (KPI)	単 位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
Facebook フォロワー数	人	1,380	3,000
交流人口（観光客数）	人／年	43,986	45,000

継続 広報広聴業務の充実

- ・広報やまつりの発行とホームページの随時更新、Facebook の随時更新、更にはIP告知電話の有効活用により、イベント情報等を町内外へわかりやすく発信していきます。

継続 観光地整備事業

- ・既存観光地の魅力向上を図るため観光地・施設の整備を行います。

新規 観光地魅力アップ推進事業

- ・矢祭山公園等のライトアップ、友情の森キャンプ場の魅力ある導線構築やコンテンツづくりを行う。また、一時的な観光にとどまらず、本町の名産品を味わいながらも購買意欲が高まるような場の提供により観光誘客を図ります。

継続 やまつき道の駅整備調査事業

- ・観光の拠点としての情報発信や、地場産品の販売など地域振興及び地域交流の場となる、道の駅を整備するための調査を行います。



基本目標3 結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する

目標指標	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
出生数	人	17	25

基本的方針	○結婚から子育てまで切れ目のない支援を行うことにより、若い世代を中心とした結婚・妊娠・出産・子育ての希望実現を目指します。 ○保育施設や学校施設を整備するとともに、教育の充実に取り組み、必要な学力と、健全な心の育成に努めます。
アンケートからの課題	○理想とする子どもの数の実現が難しい理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」の回答割合が特に高くなっており、経済的な支援の充実が求められます。 ○出産・育児に関するサービスとして、「子育てに係る保健・医療体制の充実」や「子どもを預かる施設の教育・保育の質の向上」等が求められており、学校・保育施設等の機能強化や子育て環境の整備、教育環境の充実が求められます。 ○転入者の約半数が、「結婚のため」に転入しており、転入促進・転出抑制の観点からも、多様な結婚支援が求められます。

子どもを産み育てる環境づくり

①経済的支援の推進



②子育て環境の整備



③学校・保育施設等の機能強化



④教育の充実



出産の前提となる結婚の実現

①結婚へ向けた支援



住民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現

① 経済的支援の推進

関連する 総合計画の施策分野	２．教育・生涯学習分野（（１）幼児教育、（２）学校教育） ３．保健・福祉分野（（３）母子健康、（４）児童福祉）
---------------------------	--

重要業績評価指標 （K P I）	単 位	現状値 （2025 年）	目標値 （2030 年）
無償化達成率	%	100.0	100.0
こども園、小中学校通学費助成金支給率	%	100.0	100.0
高校生奨学助成金支給率	%	100.0	100.0
大学入学一時金貸付償還免除申請件数	件／累計	1	5
子ども医療費助成率	%	100.0	100.0
合計特殊出生率	%	1.02	2.00



新規 こども園、小中学校給食費の無償化

- ・こども園（幼児教育部）、小・中学校における給食費を無償とします。

継続 こども園、小中学校通学費補助

- ・児童、生徒が安全に通学できるようスクールバスを運行するほか、路線バスの活用に対しては定期券の助成を行います。
- ・自家用車を利用する必要がある場合には、その必要性に応じて費用を助成します。

継続 高校生奨学助成金制度

- ・高等学校（入学資格を中学校卒業以上とする専修学校を含む）在学中に要する費用について、保護者の負担軽減を図るため、在学中に限り毎年一定額の助成金を支給します。

新規 大学入学一時金貸付及び特別減免事業

- ・所得額 500 万円以内の世帯で、大学入学一時金として 1 人あたり 50 万円の貸付。卒業後、町内に居住することを条件に貸付金の償還を免除します。

継続 小・中学校入学支援運動着等支給事業

- ・小・中学校入学時に、児童及び生徒に運動着等を支給します。

継続 小・中学校入学祝い金事業

- ・矢祭町に居住し小中学校入学を迎えた子どもの養育者に対し、ひとり 5 万円の現金（ランドセル・制服代）を支給します。

継続 中学生の海外修学旅行への補助事業

- ・海外修学旅行に要する多額の費用について補助金を交付することで、負担の軽減を図ります。

継続 特定不妊治療費助成事業

- ・特定不妊治療を行う夫婦（男性不妊治療を含む）に治療費を助成します。

継続 妊産婦健診料助成事業

- ・妊婦健診（無制限）、妊婦歯科検診（1 回）、産後健診（2 回）、生後 1 ヶ月児健診（1 回）、20 週前後の健診（超音波検査）の費用を助成します。

継続 子ども医療費助成事業

- ・医療費の自己負担金の無料化を実施します。

継続 すこやか赤ちゃん誕生祝金事業

- ・すこやか赤ちゃん誕生祝金として、第 1 子と第 2 子に 10 万円、第 3 子は 50 万円、第 4 子は 100 万円、第 5 子は 150 万円を給付します。第 3 子以上には健全育成奨励金 50 万円を給付し子育て支援を図ります。

② 子育て環境の整備

関連する 総合計画の施策分野

3. 保健・福祉分野（(3) 母子健康、(4) 児童福祉）

重要業績評価指標 (KPI)	単 位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
カンガルークラブ利用登録者数	人	27	30
ファミリーサポート利用会員登録者数	人	24	30

継続 乳幼児健康診査及び健康相談事業

- ・3ヶ月児・6～7ヶ月児・11～12ヶ月児・1歳6ヶ月児・2歳児・3歳児健診、更には5歳児相談を実施し、子育て不安や虐待傾向の親子、発達障害児を早期に発見します。

継続 乳幼児全戸訪問事業

- ・保健師及び助産師が乳児のいる家庭を訪問し育児の相談相手になり、産後うつ病の早期発見、母乳栄養の推進、子どもの発達確認のため、訪問し支援します。

新規 子育て世帯・養育支援訪問事業

- ・保健師やホームヘルパー等が乳幼児のいる家庭を定期的に訪問します。

新規 こども家庭センター

- ・保健師が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児等に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする者には支援プランを策定します。

継続 室内遊び場整備事業

- ・子どもの発達に応じ、安全に体を動かせ、なおかつ最先端技術(デジタル)を取り入れることにより幅広い年齢が利用できる遊び場を整備し、近隣市町村との差別化を図ります。

継続 カンガルークラブ

- ・子育て中の親子等の交流の場として「カンガルークラブ」を開催、子育て相談も受け付け、地域の子育て情報を提供します。

継続 ファミリーサポート事業

- ・一時預かりやこども園等への送迎や子育て支援講座を開催します。また、ファミリーサポートセンターとの交流会を実施します。

継続 すこやか赤ちゃん誕生祝金事業

- ・すこやか赤ちゃん誕生祝金として、第1子と第2子には30万円、第3子は50万円、第4子は100万円、第5子は150万円を給付します。第3子以上には健全育成奨励金50万円を給付し子育て支援を図ります。



③ 学校・保育施設等の機能強化

関連する 総合計画の施策分野	2. 教育・生涯学習分野（(1) 幼児教育、(2) 学校教育、(4) 生涯教育・青少年育成）
-------------------	--

重要業績評価指標 (KPI)	単 位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
預かり保育希望者受入率	%	100.0	100.0
待機児童数	人	0	0
ふるさと探検隊隊員数	人／年	51	50
放課後児童クラブ待機児童数	人	0	0

継続 保育の充実

- ・入所を希望する乳幼児を受け入れるため、保育施設の整備と有資格の保育士を確保するとともに、働くお父さんお母さんが、安心して預けられるようにします。
- ・病後児保育については、今後検討していきます。

継続 こども園の預かり保育

- ・保育時間を午前 7 時 30 分から午後 6 時 45 分までとし、在園児以外の乳幼児の一時預かり保育については、今後検討していきます。
- ・預かり保育のニーズに合わせた施設の拡充を図ります。

新規 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- ・就労の有無にかかわらず、未就園児が月 10 時間程度、やまづりこども園を利用可能とすることで集団生活の機会を持ったり、保護者の負担を軽減したりします。

継続 放課後子ども教室推進事業（ふるさと探検隊事業）

- ・夏休みや土曜日・日曜日に「ふるさと探検隊事業」を実施し、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援します。

継続 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

- ・昼間保護者のいない家庭の児童について、安全に過ごす場所を提供するため、矢祭小学校に放課後児童クラブを設置し、午後 6 時 45 分まで預かります。

継続 コミュニティスクール推進事業

- ・コミュニティスクールを通して、地域全体で青少年の育成を図ります。

新規 小中学校屋内運動場空調機設置事業

- ・災害時における避難所として快適な空間を提供するとともに、児童生徒の授業時間の熱中症対策として整備します。



④ 教育の充実

関連する 総合計画の施策分野	1. 行財政分野（(4) 町民参加と協働） 2. 教育・生涯学習分野（(1) 幼児教育、(2) 学校教育）
---------------------------	--

重要業績評価指標 (K P I)	単 位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
園・小・中の連携回数	回／月	3	4
体育教室実施回数	回／年	24	24
指導主事配置数	人	1	1
園・小・中連携事業実施回数	回／月	14	14
町採用教師配置数	人	3	5
小・中学校英語教育 (ブリティッシュヒルズ) 実施回数	回／年	2	2
大学入学一時金貸付償還免除申請件数	件／累計	1	5
矢祭ゆめ学園登録者数	人	1,820	1,950

継続 やまつりこども園幼児体育指導の充実

- ・専門の指導員による幼児の発達段階に応じた体育教室を実施し、運動能力の向上に努めます。

継続 指導主事配置事業

- ・教員経験を有する指導主事を継続的に配置し、教育計画、学習指導、就学指導、その他専門的事項についての学校に対する指導を行います。指導主事は、事務局に配置し、必要に応じて各学校に赴くことで、学校現場と教育委員会の橋渡しを担います。

継続 矢祭町立園・小・中連携事業

- ・矢祭町教育研究会の組織を見直し、授業研究、園児・児童・生徒の交流活動、教員の交流を図れる仕組みを整えます。

継続 矢祭小学校学習支援事業

- ・矢祭町公立学校講師 4 名程度を配置します。（専科を含む）
- ・特別支援教育支援員 6 名程度を配置します。

継続 ICT教育推進事業（GIGAスクール構想）

- ・ICT教育の積極的推進を図る上で、当町にはこれらに関する知見が十分に蓄積されていないことに鑑み、ICT教育に知見を持つ専門機関との提携や一部事業のアウトソーシングを行います。

継続 矢祭小・中学校英語教育（ブリティッシュヒルズ）

- ・小学校6学年時・中学校2学年時に、外国語活動・英語活動として、1泊2日のブリティッシュヒルズ宿泊型外国語体験を行います。

新規 矢祭中学校の教育支援事業

- ・町採用教師2名（数学・英語）を配置し、中学校の教育課程の中で習熟度別学習やTT指導を実施します。

継続 高田基金による教育支援事業

高田基金を活用し、次の3つの教育支援を行います。

- ・分野を問わず、県大会等で優秀な成績を修めたり、東北大会や全国大会に出場を決めたりした場合の表彰を行います。
- ・大学等へ進学する際に入学金の一部を助成します。
- ・高田基金を活用し、学校の特色ある教育活動を支援するために、食糧費以外で自由に使用できる予算として交付します。

継続 21. ふるさと人づくり事業（文化講演会の開催）

- ・町民の豊かな心を育むため、幅広いジャンルの講演会等を実施するとともに、八溝山定住自立圏やしらかわ定住自立圏など広域行政における講演会への参加を呼びかけます。

新規 算数・数学官の配置

- ・常勤の算数・数学官1名を置き、小中学校で教員への指導にあたりとともに、模範授業を行います。

新規 矢祭町教育支援センターの充実（にじいろ）

- ・子どもたちに対し、個に応じた教育相談や学習・生活支援により自己肯定感等を高め効果的な支援を行います。

新規 矢祭ゆめ学園の支援

- ・町民の生涯学習を応援する仕組みとして「矢祭ゆめ学園」を設置します。学園はゆめ学園手帳を交付する単位制システムとします。事務局としても各種イベント・講座などを積極的に提供することで、町民の自主的な活動を後押しします。



① 結婚へ向けた支援

関連する 総合計画の施策分野

3. 保健・福祉分野（2）結婚支援）

重要業績評価指標 (KPI)	単 位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
成婚数	組／年	7	7
結婚新生活支援申請件数	件／年	2	2

継続 結婚支援事業（プロジェクトY）

- ・ 出会いアドバイザーを置き、結婚希望者に対し情報の提供を行い、更に若年層の独身男女に対する情報提供するため、出会いサポーターを配置し、幅広く結婚支援をします。自己意識改革・結婚観の高揚を図るためのセミナーやイベント等を開催し、恋愛から結婚へと進展、結婚難の解消に努めます。さらに、はぴ福なび登録料 1 万円の補助（1 人 1 回）、民間結婚相談所登録料 11 万円のうち、6 万円を補助します。

継続 結婚祝い金支給事業

- ・ 結婚祝い金婚姻時 10 万円、婚姻後 3 年目 10 万円を支給します。

継続 結婚新生活支援事業

- ・ 夫婦共に婚姻日における年齢が、39 歳以下かつ世帯所得 500 万円未満の新規に婚姻した世帯に 1 世帯あたり 30 万円を支給します。（婚姻時 29 歳以下は 60 万円補助。30 歳から 39 歳以下は 30 万円補助）



基本目標4 地域が連携し、安心して暮らせるまちをつくる

目標指標	単 位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
矢祭町が住みやすいと感じる住民の割合	%	47.1	51.0
矢祭町に暮らし続けたい住民の割合	%	58.8	60.0

※アンケート調査による

基本的方針	○人口の規模や構造の変化を見据えた、本町で暮らし続けるための生活基盤の構築を推進します。 ○多様化する犯罪や自然災害等に対応した、安心・安全な生活環境づくりに努めます。 ○本町独自の文化に触れる機会を設け、郷土愛の醸成を図るとともに、地域コミュニティの形成や地域間の連携を推進することで、持続可能なまちづくりにつなげます。
アンケートからの課題	○矢祭町から引っ越す理由としては「生活をするのに不便(買い物・交通等)だから」の回答割合が最も高くなっており、生活の利便性向上につながる取組が求められます。 ○地域のことに関心がない方や、地域活動に参加したことがない方が一定数みられ、参加しない理由として「どのような活動があるかわからない」の回答割合が最も高くなっている中で、地域のつながりづくりが求められます。



① 生活基盤の構築

関連する 総合計画の施策分野	1. 行財政分野（(3) D X 推進） 2. 教育・生涯学習分野（(2) 学校教育、(4) 文化・スポーツ） 3. 保健・福祉分野（(7) 地域福祉） 5. 生活基盤分野（(4) 交通）、(5) 情報通信、(6) 市街地活性化・交流拠点づくり）
---------------------------	--

重要業績評価指標 （K P I）	単 位	現状値 （2025 年）	目標値 （2030 年）
各区デジタル相談会開催件数	件／年	0	21
スマホ教室・デジタル相談会開催数	回／年	2	12
デジタルに関する対応件数	件／累計	0	250
こども I C T アドバイザー認定者数	人／年	3	5
専任司書配置数	人	1	2
買い物代行登録者数	人	240	300
運行欠損額助成率	%	100.0	100.0
タクシー利用助成券使用枚数	枚／年	4,000	4,800
I P 告知電話設置率	%	74.0	80.0
東館駅の利用者数	人／年	19,710	20,000

新規 デジタルデバイト対策事業

- ・地域おこし協力隊及び『こども I C Tアドバイザー』を中心としたスマホ教室の開催やデジタル活用による困りごとを解消するための相談会などを開催します。

新規 デジタル相談室整備事業

- ・誰もがデジタルを活用できるようにするため『デジタル相談室』を設置し、デジタル端末やネットワーク環境が活用できる拠点を整備するとともに、デジタルに関する相談窓口及び解決策提案等を行います。

新規 こども I C Tアドバイザー育成事業

- ・デジタルの扱いが苦手な住民に対して、使い方の支援等を行うことができる『こども I C Tアドバイザー』を育成します。

継続 学校図書館と矢祭もったいない図書館のシステム連携

- ・こども園、小中学校 2 校と矢祭もったいない図書館との連携により、発達段階に応じた子どもたちの読書活動を支援します。矢祭小学校図書館に専任の司書を配置します。また、矢祭中学校の学校図書館の充実を図ります。

継続 買い物支援対策事業

- ・まちの駅を中心とした買い物支援と見守りを同時に行う仕組みの継続及び新規加入者の増加、更に移動販売車を利用し、顧客へのサービスの充実を図ります。

継続 県市町村生活バス補助事業

- ・交通手段の確保のため、5 路線の運行欠損額については県と町で助成します。

継続 タクシー利用助成事業

- ・高齢者等の交通手段として 1 回の利用につき、料金の 2 分の 1 に相当する額を助成し、上限は、5 千円とします。引き続き、より良い交通網の整備、利用しやすい交通体系を研究します。

継続 I P 告知システムと地上デジタル放送再配信システムの整備

- ・地上デジタル放送再配信システム・I P 告知システム・その他関連設備を更新し的確な情報の配信と使用料の無料化により、加入促進を図ります。

継続 東館駅周辺整備事業

- ・駅舎・公衆用トイレ、駅東側商業施設空洞化対策など関連事業を実施します。



② 安心・安全への取組強化

関連する 総合計画の施策分野	4. 生活環境分野（(2) 消防・救急、(3) 防犯、(4) 防災）
-------------------	------------------------------------

重要業績評価指標 (KPI)	単 位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
消防団数	班	17	17
消防団員数	名	265	265

継続 消防施設整備

- ・消防自動車及び小型動力ポンプ等を更新します。
- ・火の見櫓からモーターサイレン付つりさげ柱への更新を図ります。

継続 防火水槽設置

- ・無蓋の防火水槽の有蓋化、老朽化の顕著な防火水槽を更新し、耐震性防火水槽を設置します。

継続 防犯灯維持管理事業

- ・町内LED防犯灯の適切な維持管理に努めます。

継続 交通安全施設整備事業

- ・交通安全施設の設置を促進します。
- ・カーブミラーの設置・維持管理を行います。



③ 郷土愛の醸成

関連する 総合計画の施策分野	2. 教育・生涯学習分野（(4) 文化・スポーツ） 6. 産業・雇用分野（(1) 農林業）
-------------------	--

重要業績評価指標 (KPI)	単 位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
森林散策普及イベント等実施回数	回／年	4	5

継続 森林散策普及事業

- ・森林散策イベント・森林ふれあいイベントを開催し、町民の森林理解を深めます。

新規 歴史・文化財の保存・活用

- ・郷土の歴史に関する町民向け講座の開催や、広報誌による歴史記事の掲載等により、生活に郷土の歴史を意識付けます。
- ・町に関する歴史資料の整備や掘り起こしを行い、新規資料の発掘、啓発に活用します。



① 地域コミュニティの形成

関連する 総合計画の施策分野	1. 行財政分野（(4) 町民参加と協働） 2. 教育・生涯学習分野（(3) 生涯教育・青少年育成、(4) 文化・スポーツ）
-------------------	---

重要業績評価指標 (KPI)	単 位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
地域活動支援助成金交付事業実施回数	回	36	40
ゆめ活ポイント還元事業における 商品券引換件数	件／累計	881	1,500
矢祭ゆめ学園登録者数	人	1,820	1,950
文化祭来場者数	人／年	890	1,000
もったいない図書館来館者数	人／年	4,600	5,000

継続 町政懇談会の開催

- ・町民号・地区行政懇談会・幅広い世代等との懇談会を実施し、地域の行政課題を把握するとともに、町政進展のための理解を得る意見交換の場とします。

継続 地域活動支援助成金交付事業

- ・行政区が自主的・主体的に取り組む地域づくり活動に助成します。

継続 ゆめ活ポイント還元事業

- ・ボランティア、各種事業参加者、協力者にポイントを付与し、還元できる体制づくりを目指します。

継続 矢祭ゆめ学園の支援

- ・町民の生涯学習を応援する仕組みとして「矢祭ゆめ学園」を設置します。
- ・学園はゆめ学園手帳を交付する単位制システムとします。
- ・事務局としても各種イベント・講座などを積極的に提供することで、町民の自主的な活動を後押しします。

継続 文化祭の充実

- ・町と文化団体、それぞれが役割を担い、町民主体の文化事業として、スムーズに運営できるようサポートします。
- ・日頃培っている文化活動の励みとなるよう、地域学校協働本部事業と併せて展開するとともに、小中学校において成果を披露するなど活躍の場を提供します。



新規 読書のまちづくり推進事業

- ・令和3年12月10日読書活動の推進に関する条例の施行に伴う「4月23日矢祭子ども読書の日、10月町民読書推進月間、第3日曜日矢祭読書の日」の推進、また、毎週水曜日に実施されているメディアコントロールデイを加えた家読の推進事業にて、家庭・こども園・学校・地域が一体となった取組を展開します。
- ・子ども司書講座の開催、手づくり絵本コンクールの継続により「えほんのまちやまつり」を広く発信するとともに、本の交換スタンドの増設や移動図書館を小型化し、本を身近感じられる環境の整備に努めます。
- ・中学校部活動の地域移行に伴う、図書館の「としよ部」活動について、問題解決を書物から学べる環境を支援します。



② 地域間連携の強化

関連する 総合計画の施策分野

1. 行財政分野（(5) 広域行政）

重要業績評価指標 (KPI)	単 位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
白河地方広域市町村圏整備組合との 共同事務処理	－	実施済	継続
東白川衛生組合との共同事務処理	－	実施済	継続

継続 東白川衛生組合（ごみ処理、し尿処理、火葬事業）

- ・東白川4町村でごみ焼却、し尿処理、火葬場を共同で運営しています。

継続 八溝山周辺地域定住自立圏推進協議会

- ・八溝山周辺地域(2市、6町)において連携を図り、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、充実させるとともに、地域活性化に取り組んでいます。

継続 しらかわ地域定住自立圏推進協議会

- ・しらかわ周辺地域(1市、4町、4村)において連携を図り、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、充実させるとともに、地域活性化に取り組んでいます。

継続 白河地方広域市町村圏整備組合

- ・本町を含む1市4町4村で構成し、情報通信ネットワーク事業及び救急医療運営費補助事業の実施、介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の運営、消防防災・救急救命業務等に取り組んでいます。



～資料編～

■矢祭町総合戦略策定要綱

(平成 27 年 6 月 3 日告示第 7 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本町における少子高齢化と人口減少という課題に対応し、将来にわたって活力ある地域づくりを推進するための指針となる矢祭町総合戦略の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 総合戦略とは、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として本町が策定する計画をいう。

(計画期間)

第 3 条 計画期間は、5 ヶ年とする。

2 総合戦略には地域課題に対する政策目標を設定し、実施した施策及び事業の検証により継続的な改善を図り、必要に応じ、計画期間中であっても見直しや改訂を行うものとする。

(策定体制)

第 4 条 総合戦略の策定事務を円滑に推進するため、要綱により次のとおり体制を整える。

- (1) 総合戦略推進会議
- (2) 地域創生推進本部

(庶務)

第 5 条 総合戦略策定に関する庶務は、自立総務課で処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、総合戦略策定に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

■矢祭町地域創生推進本部設置要綱

(平成 27 年 6 月 3 日告示第 6 号)

(設置)

第 1 条 矢祭町の人口ビジョン及び総合戦略を策定するため、矢祭町地域創生推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定に関すること。
- (2) 少子高齢化対策及び人口減少対策に関すること。
- (3) その他まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副町長をもって充て、副本部長は、教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、各課室局の長をもって充てる。

(職務)

第 4 条 本部長は、町長の命を受け、本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 推進本部の会議は、矢祭町総合計画策定委員会と合同で開催することができる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 推進本部の庶務は、自立総務課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

■矢祭町地域創生推進本部名簿

職 名	氏 名	備 考
副町長	鈴木 直人	委員長
教育長	菊池 篤志	副委員長
自立総務課長	古市 賢	副委員長
町民福祉課長	緑川 大輔	
事業課長	大森 秀一	
教育課長	高宮 由佳	
会計管理者	熊田 美枝	
議会事務局長	深谷 義典	

■矢祭町総合戦略推進会議設置要綱

(平成 27 年 6 月 3 日告示第 8 号)

改正 平成 28 年 1 月 27 日告示第 1 号

(設置)

第 1 条 矢祭町総合戦略の策定にあたり、町民の意見を反映させるため、矢祭町総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について、町長の求めに応じ意見を述べることができる。

(1) 矢祭町総合戦略の策定及び変更に関する事項

(2) その他矢祭町総合戦略に関し、町長が特に必要と認める事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、矢祭町総合計画審議会の委員をもって充てる。ただし、委員の任期は、矢祭町総合戦略を策定するまでとする。

(役員)

第 4 条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、矢祭町総合計画審議会会長をもって充て、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、矢祭町総合計画審議会副会長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議は会長が招集する。ただし、最初に行われる推進会議は町長が招集する。

2 会長は、推進会議の議長となる。

3 推進会議の会議は、矢祭町総合計画策定委員会と合同で開催することができる。

4 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

5 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、自立総務課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 28 年 1 月 27 日告示第 1 号)

この要綱は、平成 28 年 1 月 27 日から施行する。

■矢祭町総合戦略推進会議委員名簿

(順不同／敬称略)

氏 名	区 分	所属等	備 考
深谷 良太郎	町民代表	前審議会会長	
本多 春子	町民代表	前審議会副会長	
片野 恵仁	町民代表	金沢地域里山づくり実行委員会・事務局	
増子 哲也	町民代表	やまつりこども園保護者会長	
高橋 竜一	町民代表	矢祭小学校PTA会長	
須藤 英典	町民代表	矢祭中学校PTA会長	
小松 淳子	町民代表	主任児童委員・中学校支援員	副会長
片野 春江	町民代表	出会いアドバイザー	
藤田 政吉	町民代表	スポーツ協会長	
白坂 浩一	町民代表	スポーツ推進委員委員長	
丸山 美佳子	町民代表	女性代表	
金沢 利広	学識経験者	消防団長	
緑川 裕之	学識経験者	議会議長	
鈴木 一	学識経験者	議会副議長	
鈴木 日香里	産業（農業）	認定新規就農者	
佐川 達也	産業（農業）	認定新規就農者	
古市 孝行	産業（漁業）	久慈川第一漁協組合長	
鈴木 創一	産業（運輸）	矢祭観光タクシー代表	会 長
金澤 百合子	産業（金融）	白河信用金庫矢祭支店長	
佐藤 芳則	産業（商業団体）	商工会会長	
増子 雄一	産業（商業団体）	商工会青年部長	
古市 牧子	産業（商業団体）	商工会女性部長	
宗田 浩一	産業（商業）	東館元気118通り商店会長	
鈴木 秀典	教育関係者	教育長職務代理者	
金澤 博信	経済関係者	税理士	
佐川 喜則	町民代表	公募	
金澤 理夫	町民代表	公募	
長谷川 修司	町民代表	公募	
益子 敬	町民代表	公募	
藤井 典子	町民代表	公募	

第3次 矢祭町総合戦略

発行年月：令和8年3月

発 行：矢祭町

編 集：矢祭町 自立総務課

〒963-5192 福島県東白川郡矢祭町大字東館字館本 66

TEL：0247-46-3131 FAX：0247-46-3155
